

表22 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

○長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況

長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申し出があった場合には、行わなければならないこととされました。
また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申し出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定されたため、地方公務員についても労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うこととされています。

(令和5年4月1日現在)

区分	全部局数	令和5年4月1日時点で整備済み		令和5年度中に整備予定		未定	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
市	122	90	73.8%	12	9.8%	20	16.4%
町 村	62	32	51.6%	11	17.7%	19	30.6%
一部事務組合等	54	12	22.2%	2	3.7%	40	74.1%
県内合計	238	134	56.3%	25	10.5%	79	33.2%

(参考:全国)

市 区	2,626	2,038	77.6%	190	7.2%	398	15.2%
町 村	2,423	1,366	56.4%	283	11.7%	774	31.9%
一部事務組合等	1,454	383	26.3%	86	5.9%	985	67.7%
全国合計	6,503	3,787	58.2%	559	8.6%	2,157	33.2%

- (注) 1 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。
2 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。
3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。
4 市及び市区には、指定都市を含まない。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件

(令和5年4月1日現在)

区分	全部局数	医師の面接指導の対象となる要件							
		令和5年4月1日時点で例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも高い基準の要件を含む		その他	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
		a	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b
市	122	90	73.8%	64	71.1%	19	21.1%	7	7.8%
町 村	62	32	51.6%	32	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
一部事務組合等	54	12	22.2%	9	75.0%	2	16.7%	1	8.3%
県内合計	238	134	56.3%	105	78.4%	21	15.7%	8	6.0%

(参考:全国)

市 区	2,626	2,038	77.6%	1,584	77.7%	330	16.2%	124	6.1%
町 村	2,423	1,366	56.4%	1,236	90.5%	58	4.2%	72	5.3%
一部事務組合等	1,454	383	26.3%	311	81.2%	44	11.5%	28	7.3%
全国合計	6,503	3,787	58.2%	3,131	82.7%	432	11.4%	224	5.9%

- (注) 1 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。
2 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。
3 市及び市区には、指定都市を含まない。

○ 長時間勤務者に対する医師による面接指導の実施状況

(県内)

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 人数	医師の面接指導が行われなかった職員		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
		a	b/a	c	c/b	d	d/b	e	e/b	f	f/b	g	g/b
市	3,068	1,740	56.7%	165	9.5%	854	49.1%	528	30.3%	0	0.0%	193	11.1%
町 村	77	45	58.4%	0	0.0%	18	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	27	60.0%
一部事務組合等	86	74	86.0%	0	0.0%	74	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
県内合計	3,231	1,859	57.5%	165	8.9%	946	50.9%	528	28.4%	0	0.0%	220	11.8%

(参考:全国)

市 区	78,450	52,279	66.6%	7,281	13.9%	24,875	47.6%	10,167	19.4%	541	1.0%	9,415	18.0%
町 村	5,488	4,283	78.0%	59	1.4%	2,985	69.7%	594	13.9%	145	3.4%	500	11.7%
一部事務組合等	2,322	1,861	80.1%	14	0.8%	1,718	92.3%	67	3.6%	12	0.6%	50	2.7%
全国合計	86,260	58,423	67.7%	7,354	12.6%	29,578	50.6%	10,828	18.5%	698	1.2%	9,965	17.1%

- (注) 1 職員数は令和4年度の延べ人数である。
2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないと医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。
3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業医と日程の調整がつかなかった」などである。
4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。